

健康福祉審議会障害者分科会資料

平成29年11月30日

資料4

第5期加賀市障がい者計画等の骨子(案)について

第5期加賀市障がい者計画・障がい福祉計画、

第1期加賀市障がい児福祉計画 骨子（案）

障がいのある人（子ども）のサポートプラン

～あたりまえに暮らせるまち 加賀市～

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と趣旨

国県の動向や障がいのある人の現況等を踏まえ、「あたりまえの生活」ができるまちづくりの実現に向けた障がい者施策を推進するための計画を策定するもの。

2 計画の性格

障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、**児童福祉法第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」**を一体的に策定するもの。

3 計画の期間

平成30年4月から平成33年3月まで（3年間）

4 計画の策定体制

加賀市健康福祉審議会障害者分科会での審議、障がいのある人の意見等を踏まえて策定する。

5 計画の推進

市、市民、事業者、関係団体等と連携し、計画の推進を図る。

6 計画の達成状況の点検と評価

計画の進捗状況を加賀市健康福祉審議会障害者分科会に報告し、点検・評価したうえで、必要に応じて、施策の見直し等を行う。

第2章 障がいのある人（子ども）の状況

- 1 障がい者手帳所持者数の推移
- 2 障がいのある人（子ども）の状況
- 3 障害福祉サービス等の利用状況

第2部 各論

第1章 計画の基本構想

1 基本理念

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参加し、共に暮らし、「あたりまえの生活」ができるまちづくり

（第4期計画において設定した基本理念を本計画においても継続）

2 基本目標

【基本目標1】 暮らしの基盤づくり

【基本目標2】 じりつと社会参加の基盤づくり

【基本目標3】 人にやさしいまちづくり

3 施策の体系

（第2章の項目のとおり）

第2章 加賀市障がい者計画

1 暮らしの基盤づくり

(1) 保健・医療

(2) 生活支援サービス

(3) 相談支援・情報提供

2 じりつと社会参加の基盤づくり

- (1) 障がいのある子どもの育成・教育
- (2) 雇用・就労
- (3) スポーツ・文化芸術活動

3 人にやさしいまちづくり

- (1) 安全・安心のまちづくり
- (2) 障がいと障がいのある人への理解
- (3) 地域福祉の推進

※ アンケート調査等の結果を踏まえて導き出された課題に対する具体的な実施施策や、**加賀市手話施策推進方針**に基づく具体的な実施施策を盛り込む。

第3章 加賀市障がい福祉計画及び加賀市障がい児福祉計画

1 成果目標

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【国の指針の項目の見直し】
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

※ 加賀市の実績値及び近隣市の実態を踏まえた目標設定とする。

2 障害福祉サービスの見込み

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援

3 障害児通所支援サービスの見込み

(1) 障害児通所支援

(2) 障害児相談支援

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネータの配置人数

4 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業

(2) 任意事業

参考資料

1 計画策定の経過

2 関係法令

3 加賀市手話施策推進方針

4 加賀市健康福祉審議会 障害者分科会委員名簿